

議案第16号

山武郡市広域行政組合同規約の変更に関する協議について

山武郡市広域行政組合同規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和元年12月4日提出

大網白里市長 金坂昌典

山武郡市広域行政組合同規約の一部を改正する規約

山武郡市広域行政組合同規約（昭和46年千葉県指令第1686号）の一部を次のように改正する。

第3条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第22号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。